

調査項目（回答は調査票に記入してください。）

問1 貴所属において、平成24年5月～7月の間に申出を受け付けて、「情報提供の事務の取扱いに関する要綱（公文書提供制度）」に基づき写しの交付を行った①件数 及び ②文書数 について、お答えください。

「①件数」について

- ・申出の件数です。申出書1枚を1件とカウントするほか、申出書の提出を省略した場合（要綱第6条第1項但し書き）もカウントしてください。
- ・申出書に複数の文書が記載されていても、申出書が1枚であれば1件としてください。
- ・「写しの交付」とは、紙やCD-R等による交付のほか、メールやFAXによる写しの交付（要綱第3条第2項）も含まれます。閲覧のみの情報提供は除いてください。
- ・貴所属で直接申出を受け付けたか、県民生活課経由で申出を受け付けたかは区別せず、貴所属で対応した件数をすべて報告してください。
- ・申出を受け付けたものの、対象となる公文書がないため、写しを交付しなかった場合（開示請求の場合に不存決定となるケース）もカウントしてください。

「②文書数」について

- ・①の申出に対し、写しの交付を行った文書の数です（文書の枚数ではなく、文書の種類）。
- ・申出書1枚に2種類の文書が記載され、2種類の文書の写しを交付した場合は、2とカウントしてください。
- ・申出を受け付けたものの、対象となる公文書がなかったときは、0とカウントしてください。

問2 公文書提供制度は、「開示請求の場合に必要な決定通知の作成を省略」「一部の文書についてはメール交付が可能」など、県民の利便性向上と併せて、職員の事務量を節減することを目的の一つにしていますが、事務手続が簡易になったことで、これまでより多くの情報提供を求められることなども考えられます。

5月から公文書提供制度を施行したことに伴う貴所属の事務量の変化について、当てはまるものをお答えください。

- ア 写しの交付を行う件数 （増・やや増・変わらず・やや減・減）
イ 写しの交付を行う文書数 （増・やや増・変わらず・やや減・減）
ウ 所属全体の事務量 （増・やや増・変わらず・やや減・減）

- ・問2の回答内容は、担当者の主観で構いません。
- ・平成24年4月以前（開示請求制度のみで対応していた頃）と比較してください。
- ・例えば、「開示請求実績のない方から写しの交付を求められたり、より多くの文書の写しの交付を求められたりするようになったが、1件ごとの事務量は節減されたため、写しの交付に費やす所属全体の事務量はそう変わらない」という場合は、「ア 増（やや増）、イ 増（やや増）、ウ 変わらず」というようにお答え下さい。

問3 公文書提供制度に関して、御意見や御要望がございましたら、自由に記載してください。

「公文書提供制度」の施行状況 取りまとめ結果 (H24.8照会)

NO	所属区分	問2 ア (申出の件数)	問2 イ (交付文書数)	問2 ウ (事務量)	問3 (自由記述)
1	県庁	やや増	増	やや減	従来、各保健福祉事務所で対応してきたものを定型化し、1ヶ月毎の定期報告とさせたことから、文書作成作業は増加しているが、全県分の開示請求(提供)対応を一カ所で行える事としたことから、全体的な事務量はそう変わらないものと思われる。
2	県庁	変わらず	変わらず	やや減	当制度の導入により、申出件数が増大することを懸念していたが、現在のところ件数は従来と変わらず、事務の簡素化、提供時間の短縮、メール交付による無償化等により県と申出者の双方にとってメリットがあると思われる。
3	県庁	変わらず	変わらず	変わらず	—
4	県庁	やや増	やや増	変わらず	—
5	県庁	変わらず	変わらず	減	—
6	県庁	変わらず	変わらず	変わらず	—
7	県庁	増	増	増	—
8	県庁	変わらず	変わらず	やや減	—
9	県庁	変わらず	変わらず	変わらず	—
10	県庁	変わらず	変わらず	変わらず	—
11	地域機関	増	増	増	現金で収納することから、領収書、事後調定回議書、現金払込伝票及び公共料金・税金入金票の作成並びに即日での金融機関への払い込みが必要であり、経理事務を担当する職員の負担が非常に大きい。
12	地域機関	変わらず	減	やや減	起案の手間は省けている。文書数は減少しているが、公文書提供制度と関連しているのか不明である。
13	地域機関	変わらず	変わらず	やや増	現状では新しい「公文書提供制度」と、既存からの「開示請求制度」の二つが存在するため、結局は制度毎に事務手順を使い分けることになり、非効率であると言わざるを得ません。請求者側も、どちらを利用したらよいか、混乱する可能性があり、結局は双方慣れている「開示請求制度」を多く使っているのが現状です。
14	地域機関	変わらず	変わらず	変わらず	—
15	地域機関	増	変わらず	増	—
16	地域機関	やや増	やや増	やや増	—
17	地域機関	やや増	やや増	やや減	交付申出書記載事項が不鮮明なことや、誤りがあったため、県民生活課受付時には、十分確認を行ってほしい(特にメールアドレス)。
18	地域機関	増	増	やや増	県民生活課に申請された、公文書提供について、各保福からばらばらに情報の提供を行っているが、申請者の受益、事務処理の一元化・効率化の観点から、県民生活課若しくは主務課において対応することが適切であると考えます。
19	地域機関	変わらず	変わらず	やや減	公文書のやり取り、CD-R等に係る費用の受領がなく事務量が減少した。情報提供一覧等様式が統一され良かった。
20	地域機関	増	増	増	1件ごとの事務量は倍増されている。
21	地域機関	やや増	やや増	やや増	①昨年公文書提供制度に向けて対象となる公文書一覧(リスト)を作成したはずであるが、今年度請求されたなかでこのリストに含まれない情報を請求されたケースがあった。本来であれば開示請求制度による対応となるはずが、県民生活課の要望もあり、公文書提供制度による対応となった。これにより担当職員の事務量が増えたとともに、今後の公文書提供制度の範囲(リスト)が拡大される可能性が考えられた。本制度の主旨は県民の利便性向上と職員の事務負担軽減を目的としたはずであるが、実際には事務負担はそれほど減るわけではなく、逆に上記のようなことが発生した場合には事務負担が増えてしまった。是非、当初決められたルールを守った制度の活用をお願いしたい。 ②申出書に記載されるメールアドレスが判読しにくいことが多く、メールを送信する際に不安を憶える。誤送信は避けたいので、わかりやすい文字で記載してもらおう等の改善をお願いしたい。
22	地域機関	増	増	増	5月にはまだ開示請求によるものもあり、これも含めてカウントすると、件数34、文書数39となり、昨年同時期の倍となった。 また、不定期に受ける個別施設、営業全施設等の情報提供が増え、その度に申出者からのリクエストに応じて情報を加工している(既に作成済みの公文書はない)ため、情報を扱う担当者の事務量は大幅増となった。
23	地域機関	増	変わらず	変わらず	提供制度の掲載情報(項目一覧)に載っていない情報を求められ、電子データ化されていない項目を入力するという下準備が必要な場合もありました。 提供制度を利用する場合は、掲載情報のみに限っていただき、他の情報を必要とする場合は、従来の開示請求方法にしてもらうよう請求者に周知をお願いします。
24	地域機関	変わらず	変わらず	やや減	—
25	地域機関	減	減	減	—
26	地域機関	やや増	やや増	やや減	—

	395						
	424						
増	7	増	6	増	5		
やや増	6	やや増	5	やや増	4		
変わらず	12	変わらず	13	変わらず	7		
やや減	0	やや減	0	やや減	8		
減	1	減	2	減	2		

※制度が開始した平成24年5月から7月までの3カ月間の状況について、平成24年8月に照会した結果を取りまとめたもの。